おおの 議会だより

No. 146
平成17年４月25日
発　行
大野市議会事務局
http://www.city.ono.fukui.jp/

第337回３月定例会

議案33件を可決・同意

－市会案１件も可決－

第三三七回定例市議会は、三月三日に開会され、理事者提出の議案三十三件と議員提出の市会案一件を審議しました。

初日は、会期を二十三日までの二十一日間と定めた後、副議長の辞職に伴う選挙、各常任委員会・議会運営委員会の委員の選任、各特別委員会の委員の補充が行われ、引き続き、平成十七年度の一般会計予算案など三十二議案が上程され、提案理由の説明が行われました。

九日には代表質問が行われ、

常見悦郎（新政会）、竹内安汪（清和会）の二議員が質問に立ちました。

引き続いて一般質問が行われ、

本田　章（新政会）、山本鐵夫（清和会）、

浦井智治（日本共産党）の三議員が、

十日には、

畑中章男（新政会）、宮澤秀樹（清和会）、

榮　正夫（日本共産党）、兼井　大（新政会）、

米村輝子（清和会）の五議員が、

十一日には、

松田信子（新政会）、松原啓治（清和会）、

藤堂勝義（公明党）の三議員が、質問に立ちました。

質問終結後、十六年度一般会計補正予算など九議案の採決が行われ、いずれも可決されました。続いて、陳情三件が上程され、初日上程の議案とともに所管の各委員会に付託された後、大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員および大野地区消防組合議会議員の補欠選挙が行われました。

最終日の二十三日には各委員長報告の後、議案等の採決が行われ、議案二十三件はいずれも可決されました。続いて、特別委員長報告が行われた後、人事に関する追加議案一件が上程され、同意されました。その後、市会案一件が上程・可決されて閉会しました。

皆さんから提出された陳情三件の結果は、別掲のとおりです。

市政をきく　代表・一般質問から

○シビックセンターについて

・施設の名称

問　現在は総合してシビックセンターと言っているが、施設の名称はどうするのか。

答　シビックセンターという名称は、亀山周辺整備基本構想の中のシビックセンター基本構想に始まり、以来、基本計画の策定や設計業務においても仮称として使用し現在に至っている。

　名称については、基本計画策定時の推進会議や懇話会において「市民への公募が望ましい」と報告があり、市民にとって身近で親しみやすい施設となるよう、平成十七年度に市民から名称を募集したい。

　夏ごろに市のホームページや「広報おおの」を通じて、シビックセンターの名称を公募して、秋には応募作品の選考委員会を開催し、名称を決定する予定である。

・学びの里づくり

問　当施設は学びの里づくりの拠点となるのか。ソフト面の計画を具体的に聞きたい。

答　シビックセンターは、有終西小学校と大野公民館という従来の施設に、市民全体を対象とした生涯学習センターの機能を付加した複合施設である。

　学びの里づくりは、豊富な自然や格子状の古い町並みを残した歴史的なたたずまい、そして、市内のさまざまな施設や人材を生かしてネットワーク化することで、市全体を学びの場にしようというものである。

　シビックセンターの完成後を想定し、すでに十六年度から市民学校など新しい試みも実施している。また市全体で生涯学習を展開するための人材育成も肝要であり、職員や支援していただく市民の生涯学習インストラクターの資格取得を支援する予算を計上し、質的・量的向上を図りたい。

　情報提供も重要な機能であり、メディアセンターとして高度情報通信網を利用した生涯学習情報提供システムの導入や衛星通信を利用した文部科学省の情報提供システムであるエル・ネットも活用していきたい。

　生涯学習は学ぶことだけが目的ではなく、学んだことを生かし、達成し、役立つ喜びを感じ、自らの地域をより豊かにすることが目的である。この根幹には、愛情あふれる家庭、協力し合う地域社会が欠かせない。新しい生涯学習センターを学びの里のかなめとして位置付け、これらのことに留意し市内全体を舞台として市民とともに生涯学習社会を築いていきたい。

・放送大学の受講

問　現在、市内には放送大学を受講できるところはないが、新しい生涯学習センターではできるようになるのか。

答　放送大学は、テレビやラジオを利用した新しい高等教育機関として、昭和六十年に開設された大学である。現在、市内では自宅で民間の衛星放送に加入するか、福井市にある学習センターまで行かなければ受講することができない。

　新しい生涯学習センターでは、学習のためのブースを設けて、放送大学のテレビ・ラジオ放送も視聴できるようにし、希望する市民が気軽に受講できるよう整備したい。

　またシビックセンターでは、高度な視聴覚機器や情報環境の整備を考えており、将来、市内に光ファイバーなどの高速情報通信網が整備された段階で、専用講堂における講義をインターネットで接続された学校や公民館などの遠方の施設で受講や双方向で意見交換ができるようにしたい。

・具体的な方策

問　生涯学習を推進するための具体的な方策を聞きたい。

答　シビックセンターは全市民のための施設として位置付けされており、生涯学習センターは重要な役割を担っている。このため複合施設としてのメリットである高度な学習環境や新たな文化・スポーツ機能を生かし、加えて情報収集・提供機能を強化したい。

　また市内全域での豊富な学習プログラムを提供するためには、広範な市民の協力や施設を含めて相互に生かし合うネットワークの構築が不可欠であり、本年度はより具体的に協議していきたい。

・関係機関等との連携

問　生涯学習センターにおける関係機関・団体との連携協力体制は、どのようにするのか。

答　特定の関係団体と協力ということではなく、すべての市民や団体、あるいは企業までも含んだ関係とし、市民と行政が協働で取り組む形にしたい。

工事が進む（仮称）シビックセンター

審　議　日　程

3日　本会議（会期の決定、副議長の選挙、各常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の補充、議案上程・提案理由の説明）
4日～8日　休　会
9日　本会議（代表・一般質問）
10日　本会議（一般質問）
11日　本会議（一般質問、一部議案採決、陳情上程、各案件委員会付託、大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員および大野地区消防組合議会議員の補欠選挙）
12日～13日　休　会
14日　常任委員会（産経建設）
15日　常任委員会（産経建設・民生環境）
16日　常任委員会（民生環境・総務文教）
17日　常任委員会（総務文教）
18日　特別委員会（市町村合併対策・総合交通対策）
19日～22日　休　会
23日　特別委員会（市町村合併対策）
　本会議（各委員長報告、質疑・討論・採決、特別委員長報告、追加議案上程・採決、市会案上程・採決）

○合併について

・合併特例債

問　合併特例債は、重点的に配分をするのか、将来の大野市が返済可能な額を勘案しているのかを含めて、利用計画等について聞きたい。

答　合併特例債は、現行の合併特例法に定められている優遇措置の代表的なもので、合併後のまちづくりのためのハード部門に対するものと、ソフト部門の基金造成に対するものの二つがある。また一定の算式に基づいて上限額が定められている。

　市町村建設計画に計上された事業が対象となり、標準事業費の九五㌫が起債可能であり、後年度の元利償還金の七十㌫が普通交付税に算入される有利な内容になっている。

　大野市と和泉村とが合併した場合を十年間の合計額で試算すると、ハード事業分は事業費で七十億九千万円、そのうち起債可能額は約六十七億四千万円である。基金造成分では約十二億二千万円、そのうち起債可能額は十一億六千万円である。

　合併特例債は、有利な起債ではあるが事業を精査して充当することとし、ハード事業分では上限額の六六㌫に当たる四十四億円程度、基金造成分では上限額の十一億六千万円の起債を予定している。このハード事業分としては、消防設備や施設の整備、市庁舎の改築などを計画しており、現時点では他のメニューよりも財源的に有利であり、充当可能な事業である。

　こうした合併に対する優遇措置のある十年間に必要なものを整備するとともに、見直すべき点は見直し、足腰の強い基盤を築き上げることによって、将来も光り輝く地域づくりが可能であると考えている。

・協定項目の協議

問　二十一の協定項目の中には合併までに、さらに擦り合わせが必要と思われる項目がいくつか見受けられるが、十一月七日までにどのように作業を進めるのか。

答　合併協議会では、合計二十一項目について調整を図ってきた。このうち合併の方式と期日などの基本的事項については、非常に重要な項目であるため、任意協議会からの協議を踏まえて、法定協議会においても慎重に審議し決定された。

　そのほかの項目については、「一体性の確保」「住民福祉の向上」「負担の公平」「健全な財政運営」「行政改革の推進」を基本原則として住民生活に急激な変化をもたらさないように配慮しながら調整した。

　しかし、調整の内容は多岐にわたり相当数に上るため、協議会では「調整に当たっての基本的な考え方を決定し、細部については合併までにさらに詰める」こととした。例えば、和泉村役場を総合的な支所とし当分の間特別職を置くこととしているが、その事務の内容や体制、期間、また合併後の消防事務や管理公社、各種事務事業の内容や体制について検討をしなければならない。

　そのためには、大野市と和泉村とで首長間、担当部課間の協議が必要であり、市としての全体的な方針や関係課間の作業連携など、大変多くの作業が必要である。

　残された期間は七カ月であるが、集中して効率よく取り組み、これらの進ちょく状況については、適宜、議会や合併協議会に報告したい。

　なお各種団体への助成やバス運行など「当面は現行のとおりとする」という調整内容については、新市の総合的な施策の観点と合併の本来の目的とも言える行財政改革の観点から、見直しを図りたい。

議案の審議結果　３月定例会

議案	件　　名	結　果
1	平成17年度大野市一般会計予算案	原案可決
2	平成17年度大野市国民健康保険事業特別会計予算案	原案可決
3	平成17年度大野市老人保健特別会計予算案	原案可決
4	平成17年度大野市簡易水道事業特別会計予算案	原案可決
5	平成17年度大野市農業集落排水事業特別会計予算案	原案可決
6	平成17年度大野市下水道事業特別会計予算案	原案可決
7	平成17年度大野市介護保険事業特別会計予算案	原案可決
8	平成17年度大野市水道事業会計予算案	原案可決
9	大野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案	原案可決
10	大野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	原案可決
11	大野市手数料条例の一部を改正する条例案	原案可決
12	大野市幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例案	原案可決
13	大野市営葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例案	原案可決
14	大野市まちなか観光拠点施設設置条例の一部を改正する条例案	原案可決
15	大野市里道、水路等管理条例の一部を改正する条例案	原案可決
16	大野・勝山地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金に係る権利の一部放棄について	原案可決
17	福井県市町村職員退職手当組合規約の変更について	原案可決
18	福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について	原案可決
19	福井県市町村交通災害共済組合規約の変更について	原案可決
20	平成16年度大野市一般会計補正予算（第７号）案	原案可決
21	平成16年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）案	原案可決
22	平成16年度大野市老人保健特別会計補正予算（第３号）案	原案可決
23	平成16年度大野市簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）案	原案可決
24	平成16年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）案	原案可決
25	平成16年度大野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）案	原案可決
26	平成16年度大野市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）案	原案可決
27	平成16年度大野市水道事業会計補正予算（第１号）案	原案可決
28	平成16年度有終西小学校(大野公民館併設)建築工事請負契約の変更について	原案可決
29	大野市及び大野郡和泉村の廃置分合について	原案可決
30	大野市及び大野郡和泉村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	原案可決
31	大野市及び大野郡和泉村の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について	原案可決
32	大野市及び大野郡和泉村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について	原案可決
33	人権擁護委員候補者の推薦について	同　意
市会案	件　　名	結　果
1	大野市議会会議規則の一部を改正する規則案	原案可決

○農業政策について

・集落営農組織の取り組み

問　集落内に認定農業者や農業法人がある場合、村との関係で集落営農組織はできにくいと考えるが、どう対処するのか。

答　市では、認定農業者への農地の集積や集落営農の推進を図り、効率的で安定的な経営体を育成している。

しかし、認定農業者がいる集落で新たに集落営農に取り組む場合、認定農業者と集落の間で農地の利用調整や用排水路の維持管理などの問題が発生する場合がある。

これらの問題を解決するためには、認定農業者や農業後継者等も含めて、集落全体での話し合いによる合意形成を図ることが大切であり、農地の効率的な利用が図れるよう関係機関等と連携して助言をしていきたい。

・大野米のブランド化

問　市の特産品として大野米のブランド化は必要でないのか。

答　現在、全国的に単一品種でおいしいと言われる米がブランド米として流通し、代表的なものとしては「魚沼産コシヒカリ」「あきたこまち」等の銘柄が知られていて、高額で販売されている。

また県の特産ブランド品の中には福井県経済連等で販売されている福井米が含まれており、大野産もブランド米に近い位置付けがされているものと考えている。

しかし、福井米は県外のブランド米と言われている米と比べると、比較的安い価格で流通しているのが現状である。

現在、ＪＡテラル越前では、消費者の要望もあり、大野産コシヒカリの一部を「名水育ち」「膳」という名前を付け、経済連の販売価格より若干高い価格で販売している。

今後、この二種類については、ブランド米としての販路拡大に向けて出荷数量を増やしていく計画であると聞いている。

また福井県民生協とのタイアップによる、堆（たい）肥を施用し、無農薬・無化学肥料で栽培した米を「こだわり米」、減農薬・減化学肥料で栽培した米を「コープ米」として販売していて、いずれも慣行栽培の米より高い価格で流通している。

なお水稲栽培でエコファーマー[※1]の認定を取得した農業者は、米の付加価値を高めるため堆肥を施用し、減農薬・減化学肥料による生産を行っている。

市は、関係機関などと連携を図りながら有機農業を推進し、大野産の米が高価格のブランド米として評価されるよう、売れる米づくりのための施策を推進していきたい。

※1　エコファーマー
堆肥等の土づくりを基本として化学肥料・化学農薬の使用量を低減するための生産方式を農業経営に導入し、県知事に認定された農業者

「名水育ち」と「膳」

○小中学校再編計画の今後の対応について

問　六呂師・阪谷小学校の再編計画の延期理由と今後の再編計画はどのように進めていくのか聞きたい。

答　昨年六月に再編計画を発表して以来、保護者や地域の人たちに対して説明会を十一回開催してきた。

その中で、再編計画の趣旨については、ある程度理解を得ることができたが「唐突な発表で統合の準備を進めるまでの時間的な余裕がない」「少人数指導にも良さがあり保護者自身はあまり問題を感じていない」「通学方法について具体的な提案がないので不安」「分校方式で残る低学年の子供たちの学校生活が不安」「統合後の学校施設をどのように生かすのか具体的な提案がない」などの意見が出された。

また説明会が開催できていない校区においては、再編計画の趣旨について理解を得るために、説明会の開催に向けて努力している。

このような意見や状況を踏まえ、十一月の定例の教育委員会では、保護者や地域の意向を尊重して再編計画を進めていかなければならないと考え、統廃合の実施時期と分校方式については、保護者・地域の意見を充分にいただきながら検討し計画を進めていくことにした。

六呂師小学校と阪谷小学校については、平成十七年度に統合することになっていたが、昨年末までには実施時期についての理解を得ることができなかった。これ以上結論を先送りすることは、各学校が次年度の教育課程を編成することが困難になり、何よりも児童・保護者の不安が大きいことに配慮し、実施時期を延期した。

今後も地域や保護者の理解が得られるよう通学方法等について具体的な提案を行いながら、できるだけ早い時期に統合ができるよう努力していきたい。

十八年度に計画されている蕨生小学校や森目小学校、富田小学校区をはじめ、その他の地区についてもこれから、実施時期・分校方式等について、保護者や地域の人たちと十分話し合い、計画どおり進めることが可能かどうか検討し、教育委員会において決定していきたい。

陳情の処理結果

番号	件名	提出者	結果
1	安心できる社会生活の実現と地域経済の活性化を求める陳情	連合福井 会長　馬場修一 外１団体	不採択
2	「市場化テスト」の実施及び「地域給」の導入に反対を求める陳情書	福井県国家公務員労働組合共闘会議 議長　皆藤富士雄	不採択
3	「教育基本法の早期改正を求める意見書」の提出を求める陳情	日本会議福井 理事長　宮川　脩	継続審査

○第四次大野市行政改革大綱について

・三カ年の成果

問　第四次大野市行政改革大綱の三カ年の進ちょく状況と成果について聞きたい。

答　市は平成十四年度から十六年度までを推進期間として、簡素で効率的な行財政システムの構築と市民に開かれた行政運営の確立に向け、第四次行政改革に取り組んできた。

　これまでの進ちょく状況と成果は、事務事業の整理合理化や人員削減等により、十五年度までの二年間で、おおむね一億五千万円の費用削減効果があり、計画達成率は八七㌫になった。

　具体的には、事務事業の整理合理化で四十三の事務事業の統廃合を行い、職員の定数管理では目標値を上回る人員削減を図ることができた。

　また庁内における情報通信基盤の整備や個人情報保護制度の構築、広域行政の推進では、一般廃棄物処理施設の建設着工、先月の和泉村との合併協定書の調印などがある。

　課題としては、一部外郭団体等との協議が進まず自主運営の促進が図られなかったものや、補助金・負担金・使用料等は統一的判断基準での見直しが必要なため計画どおり進まなかったことが挙げられる。

・今後の計画

問　行政改革の重点事項推進事業の評価に基づいた今後の見直し計画を聞きたい。

答　第四次行政改革は、おおむね当初の計画どおり達成されたと考えているが、一部課題が残されたものもあり、引き続き行政改革を推進していくことが必要である。

　現在、改革の成果と課題を整理し、十七年度からの第五次行政改革大綱の策定を進めている。大綱素案では基本的な方針として、

①　財政の健全性確保と新たな行財政システムの確立

②　効率的な庁内体制の整備と職員定数の適正管理

③　市政運営の透明性確保と説明責任の遂行による市民参加型市政の実現

④　ＩＴの活用による市民サービス向上

を掲げている。

　具体的な方策としては、事務事業の目的や成果を評価する行政評価システムの構築、個別業務における民間委託の推進、年度別目標数値を設定した職員定数の適正管理、ＮＰＯやボランティアと連携した新しい行政運営システムの導入、市民の意見を施策に反映するパブリックコメント制度の導入、公共施設に係る指定管理者制度の導入などを盛り込んでいる。

　素案については、三月二日の行政改革推進委員会に提案した。また今議会でも説明をし、意見を得たい。そして、行政改革推進委員会で審議し、十七年度当初に大綱を決定したい。

　これまでの行政改革は推進期間を三年間としてきたが、第五次行政改革では、年度ごとの成果を管理しながら中長期的な取り組みを推進するため、二十一年度までの五年間を推進期間とする見直しも行っている。

○国民健康保険の改善対策について

問　国民健康保険事業の運営を健全化するために、納税意欲を高める必要があるのではないか。

答　国民健康保険は、国の負担金等と加入者の相互扶助で成り立つ社会保障制度であり、少ない負担で大きな給付を受けることができる。このため、未納者の増加は制度自体が成り立たなくなり、納税意欲の向上は極めて重要な課題である。

　市では納税者の意識向上を図るため健康だよりやパンフレット等を発行し、保険制度の啓もう普及に努めている。また税の完納世帯に対しては、人間ドック費用の一部給付や貸付金制度を適用するなど優遇措置を行い、診療を一定期間受けなかった世帯を表彰している。

　このようなことから、平成十五年度の徴収率は、九四・六㌫で県内八市のうち二番目となっている。また近年の徴収率の低下傾向に対処するため、大野市市税徴収特別対策本部を設置するなどして、滞納者に対する納税指導や滞納金の徴収を強化している。

　医療費の軽減対策については、人間ドックやがん検診などの健診事業を実施し、疾病の予防、早期発見、早期治療により医療費の抑制を図るとともに、診療報酬の点検を強化し、医療費の適正な支出に努めている。また健康パンフレットによる広報や七十歳を迎えた人を対象とした「お気楽講座」を開催し、被保険者の健康増進に伴う医療費の適正化を図っている。

各常任委員会・議会運営委員会委員を改選

　任期満了に伴う各常任委員会・議会運営委員会委員の改選が行われ、新しい委員の構成が次のように決まりました。

（◎は委員長 ○は副委員長）

総務文教常任委員会

◎	島口　敏榮	○	笹島　彦治
	牧野　　勇		竹内　安汪
	浦井　智治		常見　悦郎
	畑中　章男		松井　治男

産経建設常任委員会

◎	松田　信子	○	川端　義秀
	宮澤　秀樹		兼井　　大
	本田　　章		幾山　秀一
	谷口　彰三		

民生環境常任委員会

◎	米村　輝子	○	藤堂　勝義
	松原　啓治		山本　鐵夫
	寺島　藤雄		砂子　三郎
	榮　　正夫		

議会運営委員会

◎	常見　悦郎	○	谷口　彰三
	山本　鐵夫		島口　敏榮
	本田　　章		砂子　三郎

総合交通対策特別委員会委員の補充

島口　敏榮

委員長辞職による市長村合併対策特別委員会委員の補充と委員長の互選

◎　寺島　藤雄

大野・勝山地区広域行政事務組合議会議員の補欠選挙

当選　松原 啓治

大野地区消防組合議会議員の補欠選挙

当選　本田　　章　浦井　智治

副議長に幾山秀一氏が当選

3月定例会の初日に、寺島藤雄副議長の辞職に伴う副議長の選挙が行われ、幾山秀一氏が当選しました。

○商工政策について

・失業対策

問　機業の操業停止や誘致企業の撤退などに関して、失業対策はどのようになっているのか。

答　市の誘致企業は昭和四十四年から現在まで、二十一社を数え、本市の産業振興に大きく貢献している。

しかし、本年二月の株式会社山本の自主廃業に続き、五月末にツヅキボウ福井株式会社大野工場が閉鎖するという非常に憂慮すべき事態になった。ツヅキボウ福井株式会社では、百人を超える従業員が離職することになる。これは、本市の産業界への影響だけでなく、離職者が働き盛りで家計を支えている人が多いことから、市では大野公共職業安定所や県・大野商工会議所等で構成する雇用対策連絡会議を設置し、再就職に向けた支援に取り組んでいる。

具体的な取り組みとして、求人情報の収集や再就職先の掘り起こし、雇用不安を解消するための出張相談などを実施している。また県では副知事が先頭に立ち、離職する従業員の雇用対策をツヅキボウ福井株式会社に申し入れるとともに、離職者の採用について県内企業に協力を呼び掛けるなど、全面的な協力態勢をとってもらっている。

今後も、離職者の再就職に向けて、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を実施していきたい。

・産業強化と中部縦貫自動車道

問　各種産業の強化対策と中部縦貫自動車道の利用方法について聞きたい。

答　農業・工業・観光などの産業については、各産業ともに多岐にわたって強化に向けて、各種振興策を実施している。

主なものとして、まず農業の強化策としては、農業従事者の高齢化・後継者不足が危ぐされる中で、認定農業者や集落地域営農組織の支援育成施策、良質な農産物の生産の増進、また農業生産条件が不利な中山間地域等の振興のほか、消費者の需要に応じた良質で安全な生産物供給のための有機農業の推進などに取り組んでいる。

工業の強化策としては、起業家のチャレンジ精神を刺激し支援するための育成施策、中小企業の経営の基盤強化等を図るための金融施策、雇用の場の確保を図り所得水準の向上を図るための企業誘致などに取り組んでいる。

観光の強化策としては、本市の歴史・文化・自然を観光資源としてとらえ活用を図るための施設整備の推進、市内に観光客を誘致するためのイベントの充実と出向宣伝やＰＲ事業の推進、観光客と市民が交流し体験できるための滞在型観光の推進などに取り組んでいる。

宿泊をテーマとした観光施策については、グリーンツーリズムやまちなか遠足誘致推進事業などの取り組みをさらに充実していきたい。

今後とも、市内の観光施設や体験施設等を有機的に結び付け、都市圏との交流人口の拡大に結び付く体験ツアーなど、旅行会社等と連携した事業を増やしていきたい。

中部縦貫自動車道の完成は、本市から名古屋市までの所用時間が、現在の三時間二十分が二時間十分になるなど大都市圏との時間的距離を大幅に短縮し、新たな物流や人的交流が生み出されることから、産業・経済面で大きな効果が期待されている。

産業面では、高速交通を利用することにより、名古屋周辺の市場などへ、その日の朝に収穫した農産物を届けることが可能となり、販路の開拓や物流コストの低減が図れるなど大きな波及効果があると考えている。

特に輸送時間の短縮と冬場の道路状況の改善は、企業の販路拡大による収益の向上と新たな企業の進出につながるものと期待している。

観光面では、本市の多くの史跡や森林資源など豊かな自然を観光資源として活用することにより、これまで以上に高速交通を利用した中京方面からの人の流入を積極的に働き掛け、観光客の増加につなげていきたい。

中部縦貫自動車道の開通を効果的に活用していくために、各産業間の連携を図りながら、開通を見据えた受け入れ態勢の整備を進めていきたい。

○ＪＲ越美北線について

問　越美北線にバッテリーを動力とした列車を走らせるよう働き掛けできないか。

答　ＪＲでは、環境にやさしい車両として、ハイブリッドシステムや燃料電池等の動力システムにより、車両の環境負荷の低減を目指すニューエナジートレインの開発を進めているが、まだ実用化には至っていない。

バッテリーを動力とした列車については、県内で大学や電池メーカーにより共同研究が行われているが、バッテリーで路面電車が動いたという基礎的研究段階であり、現時点では課題も多く、実用化にはかなりの時間がかかるものと考えている。

バッテリー動力の列車の導入は、鉄道事業者であるＪＲ西日本が主体的に取り組むべきことだと考えているが、環境負荷を考えた場合、ニューエナジートレインと同様に二酸化炭素の排出削減ということでは、大変有効である。

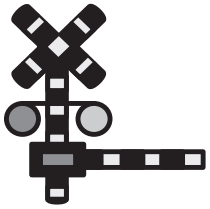

○水政策について

・河川水の位置付け

問　現在策定中の地下水管理計画では、河川水をどのように位置付けているのか。

答　平成十三、十四年度に行った地下水総合調査の結果から、本市の河川水と地下水は大きなかかわりを持っていることが分かった。

　その調査結果を基に、現在策定中の地下水保全管理計画において、河川の面から見た地下水保全についても検討している。

　計画の基本的な考え方として河川についてもこれまでの治水だけにとらわれず、環境と調和の取れた姿が望ましいとして、保全の方向性を議論している。

・水の確保

問　「水のみえるまちづくり計画」と豊かな水辺環境形成のための百間堀、旧内山家周辺の背割り水路整備について、水をどのように確保するのか。

答　水のみえるまちづくり計画は、城下町の風情を残す中心市街地で市民や観光客が水を目にし、水を感じることができるように、十六年度から十七年度にかけて、街なみ環境整備事業などと整合性を図りながら、計画を策定するものである。

　十六年度は、資料集収や現地調査を行いながら分析を行い、市街地周辺の河川・水路等の構成を明らかにし、市街地へ導入する用水路の取水量や市街地内への流入量などから、表流水の水利機構を把握し、限られた水資源をより効果的に利用できるように、必要な水の確保の方向性を検討中である。

　十七年度は、計画原案を基に、関係者に意見と協力を求める企画調整会議を実施しながら、計画を策定していく予定である。

　現在は計画策定中であるため、水のみえるまちづくり計画を実現するための水の確保について、具体的な方策を示すことはできないが、限られた水資源を有効的に利用できるように検討を重ねていきたい。

百間堀

・地下水保全条例の見直し

問　地下水を守るためには全市的な取り組みが必要であり、条例の見直しや内容の強化が必至であるが、見直しの進ちょく状況等について聞きたい。

答　地下水保全条例については、現在策定中の地下水保全管理計画ができた段階で計画の実効性を高めるため、見直しを行う予定である。

　各種条例や環境基本計画などとの整合性を図りながら、条例の改正や新しい条例・要綱の制定など、必要に応じて行っていきたい。

○安全・安心なまちづくりについて

問　公共施設の耐震診断、耐震補強の取り組みや個人住宅への耐震診断への支援について、どのように取り組んでいくのか。

答　平成七年の阪神淡路大震災による国の被害状況調査では、昭和五十六年六月改正の建築基準法の耐震基準強化以前の建築物では、その耐久性が劣るという結果が示されている。

　市内の学校施設については、平成十二年度までに陽明中学校の校舎を耐震補強したのをはじめ、十三年度には有終東小学校の校舎を耐震補強し、十五年度には富田小学校校舎の改築工事を完了した。また併行して、有終南小学校・下庄小学校・尚徳中学校それぞれの校舎について耐震診断を実施した。

　県が十七年度から計画している小・中学校耐震化促進事業は、緊急度が高い小・中学校施設の耐震化率を今後五年間で一〇〇パーセントとするため、市町村による耐震診断と耐震工事に対して県単独で助成を行う制度であり、今後は、この補助制度も念頭に置きながら、学校施設の耐震性の向上に努めていきたい。

　残る公共施設についても、その利用形態や建設年度、老朽化の程度を総合的に判断し、検討していきたい。

　また個人の住宅について、県では十七年度から木造住宅耐震診断促進事業の創設を考えている。当事業は、住宅の耐震性向上を図るために、昭和五十六年五月以前に建築された木造住宅の耐震診断を希望する者に対し行うものである。市が耐震診断士に業務を委託し、住宅所有者が掛かる費用の一部を支払い、残りを国・県・市が負担する。

　併せて、耐震診断を行う木造住宅耐震診断士の養成や耐震診断の必要性、家具の転倒・散乱による居住者被害を未然に防止するための啓発活動なども事業で計画されている。今後、詳細については県と調整しながら新年度での対応について検討していきたい。

○特別職について

問　特別職の四役については、将来的に検討する点があると考えているのか。

答　本市における特別職の四役とは、市長・助役・収入役・教育長であるが、このうち市長は、地方自治法や公職選挙法に基づき公選で選出されている。助役は地方自治法の第百六十一条第二項、収入役は地方自治法百六十八条第二項、また教育長は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条に基づき置くものである。市の四役は設置根拠が法律で規定されており、市制施行以来、現体制を継続してきた。

　しかし、法律上は助役および収入役は必ずしも置かなくてもよいということになっており、現実に置いてない市町村もある。このため、将来的には行政改革を進める中で、全体の組織機構の一部としてとらえて、社会経済情勢の変化や住民ニーズに対応できる体制を考えていきたい。

○景観法の活用方法について

問　昨年十二月に景観法が施行されたが、自然・歴史・文化など地域固有の財産をどう生かすのか。

答　景観法は、良好な景観を形成していくことを社会規範として宣言する基本的な性格を有している。都市や農山漁村等も含めて景観計画の対象としており、美しく風格のある国土の形成を総合的に実現することを目指している。

　市では、平成十一年四月に大野市都市景観条例を制定し、一定規模以上の大規模な行為の届け出制度や都市景観形成市民団体への活動助成、そして景観形成地区指定に向け住民とのコンセンサスを図りながら景観形成に努めてきた。

　そして、このほど七間通りと五番通りを当条例に基づく都市景観形成地区として指定した。特に七間通りでは、十数年前からまちづくり協定に取り組んでいたが、なかなか合意が得られなかった。

　そのような中、沿道では自主的に景観に配慮した建物に模様替えする人も現れ、徐々に景観意識が高まってきて、この度、市も支援することで良好な景観形成を推進することになった。

　景観形成を図るには長い年月がかかり、住民の景観に対する意識が大変重要である。

　自然や歴史・文化を生かしたまちづくりに当たっては、景観法を活用していく必要があり、この活用により景観計画区域内の行為に勧告等の規制が掛かることで良好な景観を誘導することができる。

　また市のシンボルとなる建築物を景観重要建築物に指定することで、建築基準法上の規制が緩和されることや相続税等の優遇措置が適用されるため、その保存を図ることができる。

　一方、本市は自然豊かな山々に囲まれた緑豊かな盆地で、名水百選に選ばれた御清水や日本百名山に名を連ねる荒島岳、渓谷美を誇る九頭龍川・真名川など、誇ることができる自然景観を有している。

　この自然景観を保全するために、関係地権者の合意形成を図った上で、関係法令の規制等を踏まえつつ、景観計画区域指定の可能性を考えていきたい。

　景観法に基づく国の財政上の支援には、景観形成事業推進費がある。これは良好な景観形成とこれによる観光立国の推進に資する事業について、従来の補助事業に上乗せして、より一層円滑な景観形成の推進を図るものである。

　今後は景観形成事業を進めていく上で、この推進費の活用についても検討していきたい。

○亀山周辺整備計画と道路政策について

問　亀山周辺整備計画の中のシビックセンター事業は着工したが、西部アクセス道路や西校跡地の計画についてはどうなっているのか。

答　西部アクセス道路は、大野市都市マスタープランにおいて、まちなかへアクセスする重要な幹線道路であると位置付け、亀山周辺整備基本計画に組み入れた。

　基本計画を発表するに当たり、平成十四年二月に初めて、西部アクセス道路のルートについて沿線関係地区の説明会を持った。それ以来、市独自で新堀町内会と五回の話し合いを行ったが、道路整備への理解を得ることはできなかった。そうした中、道路管理者の福井県では、西部アクセス道路が重要であるとして、事業の推進に向け、十六年三月に「道づくり協議会設置」を提案した。

　市は、都市計画法に基づいて市の都市計画に関する基本的な方針を定める「大野市都市マスタープラン」を七年から三カ年をかけて、広く市民の意見を聴きながら策定した経緯がある。

　特に、西部アクセス道路については十分論議を尽くしており、市は、事業計画を白紙に戻しての検討を前提とした道づくり協議会の設置は、西部アクセス道路にはなじまないとの意見を県に対し具申してきた。

　そして、今後は県と市が協力して地元との話し合いを最優先にして、西部アクセス道路の問題解決に向け努力していくこととなった。

　これを受け、三月六日に県とともに新堀町内会と話し合いを持ったところであり、次回の説明会においては、代替案等も示しながら地元交渉を重ね、一日も早く地元の理解が得られるよう努力していきたい。

　シティーゲート事業は、有終西小学校移転後の跡地である貴重な都市空間を、外来者と市民とを結び付け、情報交流や物販機能、また交通センター・休憩・宿泊・地域連携・産業振興機能を持った複合施設として整備するという計画である。

　シティーゲートの整備は、有終西小学校の移転後に実施し、その内容については亀山周辺整備基本計画の中で、必要な機能や望ましい機能を明示していく。今後、整備手法や管理運営主体、財源見通し等について、議会や関係機関・各種団体等の意見を踏まえ、さまざまな観点から検討していきたい。

○現在の有終西小学校児童の安全確保について

問　現在の有終西小学校校舎は児童の安全が保証できる万全の状況となっているのか。

答　有終西小学校の校舎は、昭和三十二年から三十四年にかけて建設され、経年に伴い老朽化が進行したために、昭和五十八年度と平成八、九年度に大規模な改造工事を施したほか、これまで児童の安全確保を最優先にして、各種の補修工事を重ねてきた。

　本年度は、非常放送設備や屋内消火栓設備・防火扉など児童の安全に直接影響を及ぼす防災関係の設備を重点的に改修したのをはじめ、児童便所の排水管や体育館の屋上防水の補修、水泳プールのろ過ポンプの取り替えなどを施工した。

　今後も、学校施設の維持管理について児童の安全が十分確保できるよう配慮していきたい。

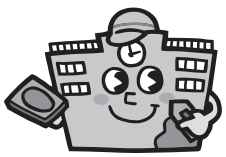

○少子化対策について

・ボランティアと地域通貨

問　高齢者に生涯学習などで学んだことを子供たちに教えてもらい、その報酬に地域通貨を発行してはどうか。

答　市では、高齢者が技能や能力を生かせる事業として、人材活用指導者登録制度を実施し、市民の要請によりいろいろな場面で活躍していただいている。

　高齢者が、子供たちと交流する中で教えたり、子育て中の親を手助けしたりすることは、子供にとって生きた学びとなり、地域の教育力回復に大変有効である。

　また若い親たちには、世代間をつなぐ新たな人間関係・信頼関係が形成され、住民同士の助け合いを育成する上で効果が期待される。

　地域通貨は、一定の限られた地域で流通することを目的に発行され、各種のサービスの交換や地域の課題を解決し、地域コミュニティを活性化させるためのきずなづくりの手段として、これからの社会で大きな役割を担うことが期待されている。

　今後、ますます少子化が進み、人間関係が希薄化することが予想され、手助けをした人に出すボランティア通貨等の仕組みをつくることは、豊かな支え合いの地域社会を創出していく上で重要であり研究したい。

・男性の育児参加

問　さまざまな健診や予防接種、育児相談会などを休日に行い、男性が参加しやすい環境をつくるべきではないか。

答　市では現在、一歳六カ月と三歳児の健康診査や予防接種を平日に実施している。

　また育児相談は年間二十四回のうち四回を休日に開催し、夫婦での参加を呼び掛けている。平成十六年度の男性の参加状況は、平日実施の場合には参加した保護者四百九十七人のうち男性はわずか三人であったが、休日実施の場合は、百五人中、十九人の参加となっている。

　このように、休日に実施する方が男性の参加率は高いため、十七年度から妊婦教室は、すべて休日に実施する予定である。

　夫婦が一緒に参加し、妊娠期からの夫の協力を促すことで男性の育児参加の推進を図っていきたい。

休日の育児相談

・経済的自立支援

問　社会的自立を目指す女性に対し、出産後に再就職できる教育を受けるための経済的な支援ができないか。

答　出産後も仕事を続けたい、再就職したいと考える女性が多くなっているが、市には現在、母子家庭を対象とした支援制度以外の制度はない。

　雇用保険に雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする教育訓練給付制度があるので、市はハローワークとの連携を強化して、女性の再就職を支援するために情報の収集・提供を行いたい。

・次世代育成支援行動計画

問　次世代育成支援行動計画の進ちょく状況と出生率向上、市営住宅等の支援施策について聞きたい。

答　平成十五年七月に次世代育成支援対策推進法が制定され、すべての地方公共団体において十七年度から十年間の集中的・計画的な取り組みを促進する行動計画の策定が義務付けられている。

　市では、十五年度に行った次世代育成支援に関するニーズ調査を基に、市の現状と課題、住民要望の洗い出しを行い、本年度は策定委員会を構築し、調査結果を検討しながら策定作業を進めてきている。

　現在、この計画の素案を公表し市民の意見を募集しているが、今後、策定委員会において検討を行い、今年度末までには策定する予定である。

　出生率の向上について、これまで少子化の主たる要因は、晩婚化や未婚化が大きなものとされていたが、最近はこれに加え、夫婦の出生力そのものの低下という新しい現象が挙げられている。

　市は、安心して子育てができる社会的側面を重視し、行政・地域・家庭・学校等あらゆる視点からの支援により少子化対策となるよう取り組みたい。

　子育て世代の定住化のための経済支援については、この世代に限定した公営住宅整備や家賃に対する補助制度はないが、民間が建設し市が一括して借り上げている町家住宅では現在、入居者の約七割が小さい子供を持つ若い世代となっている。

　これは、生活環境の良さやバリアフリーで居住スペースが広くまた防音断熱効果が高いという良質な賃貸住宅にも関係があると思われる。

　今後も子育てをする若者にも広く利用されるようＰＲに努めていきたい。

○乳幼児の医療費無料制度について

問　他市町村では、就学前全児童の医療費無料制度を実現する動きがあるが、本市でも乳幼児医療費無料制度を前進させる考えはないか。

答　乳幼児の医療費助成制度は、昭和四十八年に県の補助事業として創設され、乳幼児の疾病の早期発見と治療を促進するため、三歳未満の乳幼児および子供を三人以上を養育する世帯の小学校就学前までの乳幼児を対象としている。

　また平成十四年度から市単独事業として、乳幼児医療費助成事業の対象とならない三歳以上就学前までの子供に対して、児童歯科医療費助成事業を実施している。

　三歳以上就学前までの医療費無料制度の拡大は、市単独事業として行うことは現在考えていないが、安心して子供を産み育てることができる環境づくりにつながるものであり、県の補助事業として助成対象枠を拡大するよう強く要望を行いたい。

○ペイオフについて

問　四月からペイオフが実施されるが、当市の財政対策と市民への知識提供はどのように行うのか聞きたい。

答　ペイオフは、金融機関が破たんしたときの処理方法で、金融機関から集めた保険料によって保険対象となる預金について一定限度まで預金者に払い戻し、金融機関を清算する制度である。

　制度創設は一九七〇年代で、政府は金融・経済情勢を勘案してこの実施を凍結し、全額保護の特例措置を講じてきた。

　今年四月からは、ペイオフが全面解禁となり、利息のつく普通預金や定期預金を合算して一預金者当たり一千万円とその利息等が保護されるようになる。また利息のつかない当座預金などいわゆる決済用預金は全額保護されることになる。

　市では、平成十四年三月に、収入役を長とする大野市公的資金管理検討委員会を設置するとともに公的資金の管理や運用基準などの内規を設け、年に二回委員会を開催し、市の指定金融機関の福井銀行をはじめ、指定代理・収納代理金融機関となっている市内金融機関の経営状況調査や基金の預け先とその額等を審議、内定をしている。

　公金の管理運用は、最も確実で有利な方法を採るよう法に明記されているが、今日の金融情勢においてはこの二つを満足させることは困難な状況であり、確実・安全を第一にして、今後の公金の管理運用に務めたい。

　全面解禁となる今年四月以降は、基本的にはペイオフ導入を視野に入れて定めた公金の管理運用基準や方針に基づき、次のような考え方で臨みたい。

①　市内に本店や支店等のある金融機関の経営状況や、株価の動向を注視する

②　歳計・歳計外現金の運用は、全額保護の対象となる決済用預金に切り替えを行う。貸付金の原資となる預託金についても確認の上、切り替えが必要であれば決済用預金にする

③　利息を運用する基金の一部は、国債や政府保証債など元本保証の債券運用を行う

④　預金と借入金を相殺できる規定を活用するため、金融機関ごとにバランスを配慮する

　これらの対応策については、公的資金管理検討委員会でよく検討した上、市長の裁断を経て逐次実施していく予定である。

　ペイオフの主旨は、預金者や資金管理者に自己判断、自己選択、自己責任を求めており、この意味では、市も一利用者に過ぎず、保護を受けられる範囲も個人や企業と全く同じである。

　制度については、全面解禁を控えてマスコミでも度々報じられており、また個人の資産管理・運用にかかわることであるため、市は積極的に情報提供を行うことは考えていないが、十三年十月号の市の広報紙で一ペイを使い預金保険制度を市民に紹介しており、照会があれば制度の内容等について答えたい。

○母子手帳の効果的交付について

問　母子手帳の効果的交付を目的に、交付を現在の市民課窓口から保健センターに移行すべきでないか。

答　母子健康手帳は現在、市民課の窓口に妊娠届が提出されたときに交付し、その際には市の保健福祉サービスの必要な情報を紙面で知らせ、妊婦が保健師に相談したいことがあれば、保健師が出向き対応している。

　母子保健の出発点となる妊娠届のときから、妊婦と保健師が深くかかわることは大変重要である。妊娠期から出産までの相談や必要な支援が効果的に進められようにするため現在、母子健康手帳の交付を保健センターで行うことを検討している。

　実施においては、その広報に努めながら保健と福祉が連携を図り、市民が利用しやすいようソフト面を充実していきたい。

○高齢者福祉について

・介護保険の見直し

問　今年十月からの介護保険制度の大幅見直しにおいて、福祉の質の低下を招かないための施策について聞きたい。

答　今回の見直しは、現在、介護保健施設の居住費用や食費については大部分保険給付の対象となっているが、在宅の介護保険サービス利用者はそれが全額自己負担であり、その不均衡を是正することなどが主な内容となっている。

　是正により、施設利用者の負担は十月から月におおむね三万円程度増加するが、低所得者については配慮し、それぞれの所得に応じた負担限度額を定め、基準額との差額を介護保険から補足的に給付することになる。

　具体的な取り扱いについては省令等で示されるので、その動向を見極めながら施設入所者のサービス低下にならないよう、対象者の現況把握に努め、関係事業所とも連携しながら個別に対応していきたい。

・防災計画の見直し

問　市の防災計画の見直しでは、障害者や高齢者など災害時要援護者の避難体制をどのように充実するのか。

答　国では「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」や「高齢者等災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定する予定であり、県でも国のマニュアル等に沿い、十七年度に福井県地域防災計画を修正するよう作業を進めている。

　この中では、避難勧告等の基準の明確化として、災害時要援護者の早期避難のため、これまでの避難勧告・避難指示の前に、新たに避難準備情報を発令する方針で、特に避難行動に時間を要する者は、これまでより早い段階で避難行動を開始することになる。

　また要援護者の避難支援については、円滑な避難策として防災関係機関や福祉関係機関、住民の協力を得て、個人情報を保護しながら関係機関相互間において、要援護者に関する情報の共有等が検討されている。

　市でも、国や県の計画との整合性を図りながら、大野市地域防災計画の見直しの中で、災害時要援護者の避難体制の充実強化を図っていきたい。

○三位一体改革について

問　三位一体の改革により、地方財政の仕組みが大きく転換すると市にどのような影響があるのか。

答　新年度予算への国庫補助負担金改革に伴う影響額については、平成十六年度において公立保育所負担金や児童手当事務費交付金が一般財源化されたことに加え、十七年度においても老人保護措置費負担金や要保護・準要保護児童援助費補助金などが新たに一般財源化されたことにより、総額で一億六千万円余りが減額となっている。

　一方、国庫補助負担金の一般財源化に伴い、所得譲与税により税源移譲される額は、約一億三千万円であり、本市における影響額としては、三千万円余りが減少することになる。

　また地方交付税改革による影響額は、十六年度において従来どおり国から交付される普通交付税と地方交付税の代替となる臨時財政対策債を合わせて、十五年度実績より四億五千万円余りが削減され、厳しい予算編成を強いられた。

　十七年度における普通交付税は、地方財政計画において十六年度並みの総額が確保されていることから、本市においても十六年度当初予算と同額の三十五億五千万円を計上したが、臨時財政対策債については、十六年度の実績より二三・一㌫の減額が示されているため、十六年度実績より一億四千万円余り少ない四億六千万円を計上するにとどめた。

　財政の見通しは、三位一体改革による国から地方への税源移譲や地方交付税改革など、まだ不透明な点や結論を先送りにされた項目も多く、改革の中身が見えにくい状況にある。国の施策の影響を大きく受ける市の財政基盤にあって、このように国の動向がはっきりしない中での財政見通しを行うことは、大変困難である。

　そのため、今後とも国の行財政改革の動向や経済情勢を十分見極めるとともに、これまで以上の経費節減や、行財政改革を強力に推進し、健全財政の維持に努めていきたい。

○地元業者を元気にする政策について

問　地元企業を元気にする政策は何か。

答　本市の景気動向については依然、回復の実感は薄く、厳しい状況下に置かれている。

　そのため市では、産業経済部が中心となり、地元企業を元気にするために、優れた人材の育成や新商品などの研究開発、資金調達面等において支援するとともに、新おおの産業おこしによるベンチャー産業の育成や無担保、第三者保証人を緩和する融資などを行い、企業への経営支援を行っている。

　また地元商店街での消費材などの購入は、地元経済の活性化や商店街が元気になることにつながることから、市は今後とも、市内の業者の育成と地元経済の活性化のために、市内業者からの購入を心掛けたい。

○たばこの健康被害防止策について

・公共施設等の喫煙状況

問　たばこの健康被害防止策として、公共施設等の禁煙の現状はどのようになっているのか。

答　たばこによる健康被害防止策については、平成十二年三月に定められた、二十一世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」により、既に取り組みを進めているが、今年の二月二十七日に世界保健機関が主導する「たばこ規制枠組み条約」が発効となり、わが国も世界と連携して、たばこの健康被害防止に取り組むこととなった。

　公共施設等での喫煙対策については、十五年五月に施行された健康増進法により、受動喫煙の防止に努めなければならなくなったことから、市では分煙のための喫煙場所の設置や施設内禁煙の実施、学校・図書館では敷地内禁煙を実施するなどの対策を講じた。

　十五年十一月に奥越健康福祉センターが実施した「施設等における喫煙対策に関するアンケート調査」の結果では、奥越圏内の公共施設では、六三・六㌫が敷地内・施設内禁煙を実施しており、分煙のための喫煙コーナーの設置も含めると、調査したすべての公共施設で喫煙対策を実施している。また医師会の調査では、市内医療機関の待合室における喫煙対策も一〇〇㌫の実施率となっている。

　今後も、公共施設での喫煙対策については、施設利用者の協力も得ながら推進したい。

・今後の取り組みと対応

問　喫煙に対する今後の取り組みと対応はどのようになっているのか。

答　市では「運動」「食事」「たばこ」「休養・こころ」の四つの項目を柱とした市民の健康づくり計画「健康おおの21」を十五年十一月に策定し、一次予防を重点とした健康づくりに関係機関とともに取り組んでいる。

　この計画の一つの柱であるたばこ対策は、十五年三月に策定した「大野市たばこ対策行動計画」を推進しながら取り組んでいる。

　今後もこの行動計画に基づき、未成年者がたばこを吸わない社会環境づくりとしての防煙対策、受動喫煙のない社会を目指す分煙対策、禁煙に成功して健康で仕事に励むための禁煙サポートの実施など、市民の健康づくりを支援していきたい。

有終会館の喫煙コーナー

委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおりです。

●民生環境常任委員会

○公共下水道事業について

公共用水域の水質保全は市民の責務であり、農村部については、農業集落配水事業に取り組んでいるが、町部においてはまだその認識が不十分のように感じられる。

市民レベルでの意識改革も必要であるため、事業説明会では村部の取り組み状況等の説明も行い、今後とも啓発活動に努められたい。

○防災計画の見直しについて

地域防災計画の見直し案の策定に当たっては、情報伝達や避難誘導など災害弱者に対して的確な対応がとれるよう各関係機関等とも協議し、今後十分検討されたい。

○少子化対策について

地方では中小の事業所や企業が多く、産前・産後休暇の間の給与や社会保険料負担など企業にとって負担が重くなることなどから、労働者が産前・産後の休暇を取りにくい環境となっているとも考えられる。

このため企業や事業所における実態も把握し、産前・産後休暇中の従業員がいる事業所等に対しての給与補てんなど市独自の少子化対策を今後、調査・研究されたい。

●総務文教常任委員会

○「広報おおの」の活用について

市関係の広報が教育委員会や平成大野屋等、多くの機関から発行されている。経費節減を図るうえにおいても「広報おおの」をさらに活用するよう各課に指導願いたい。

○全国大会等への出場激励について

全国大会や世界大会に地元選手が出場することは、宣伝効果も大きいばかりでなく、子供たちに夢と希望を与え、それがさらに選手強化につながることになる。

また大会出場には宿泊等の諸経費が多額になり、関係者の悩みと聞いているので、激励費のほかに支援方策を検討し、選手の負担が軽減されるよう配慮願いたい。

○シビックセンターについて

建設の進ちょく状況は相当遅れており、現在急ピッチで工事が進められているが、設計内容等が十分理解できない面があり、現場で協議しながら進めている。このことが工事遅延の一因にもなっているとの声がある一方、当委員会に対しても納得できる細部の説明がされていないので、後日、委員会協議会を開催して、設計内容の細部にわたる説明を行うよう要請した。

●産経建設常任委員会

○西部アクセス道路について

西部アクセス道路は、市街地の活性化につながる大きな問題であるため、今後も真摯（しんし）な話し合いを継続し、事業進展に向けて、理事者のさらなる努力を期待する。

○小規模農業者助成について

本市の農業を今日まで長年支えてきたのは、認定農業者や集落営農はもとより小規模農業者の努力もあることから、小規模農業者を守り育成するための助成事業や方策等を引き続き検討されたい。

○シティーゲートについて

有終西小学校移転後の跡地に、情報交流や物販、交通センター機能などを備えた施設を組み込んだシティーゲートを整備し、民間活力を導入することを検討しているが、近隣の平成大野屋等の公共施設を含めた一体的な整備方針を策定するための協議会等を早期に立ち上げるなどして、万全の体制で取り組まれたい。

●総合交通対策特別委員会

○中部縦貫自動車道について

本市の将来にとって非常に重要な道路であり、商工会議所が要望活動を行う等市民が熱望している道路でもあるので、一日も早く工事に着手できるよう全庁上げて取り組む姿勢を示されたい。

○西部アクセス道路について

亀山周辺整備基本構想に組み入れられた事業であることから、事業を全体的にとらえるとともに、事業の達成目標年度等を明確に定め、事業を一日も早く推進するために県の協力の下、理事者のさらなる努力を要請する。

○ＪＲ越美北線について

越美北線の全線復旧を最終目的とするのではなく、越美北線が復旧後においても存続していくことを視野に入れ、バッテリーを動力とした列車のモデル線指定を受ける等について調査研究されたい。

●市町村合併対策特別委員会

和泉村との二十一の合併協定項目のうち、相当数の項目については調整に当たっての基本的な考え方を決定しているだけであり、細部については合併までに詰めるとされている。問題解決が先送りにされているが、残された期間はわずか七カ月と残り少なくなっている。

大野市と和泉村の首長同士や担当課間のさらなる協議が必要と考えられるので、今後とも効率的に取り組み、進ちょく状況については時期を逸することなく的確に市議会に報告されることを強く望む。

議会日誌

◆１月
21日　会派代表者会議、議員全員協議会、市町村合併対策特別委員会

◆２月
２日　議会運営委員会
18日　長野県飯山市行政視察来訪
22日　総務文教常任委員会協議会、議員研修会
24日　会派代表者会議、議会運営委員会、議員全員協議会

◆３月
１日　総務文教常任委員会協議会
24日～29日　大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会
25日　大野地区消防組合議会定例会

◆４月
８日　福井県市議会議長会定期総会（勝山市）
14日　北信越市議会議長会定期総会（新潟市）
20日　総務文教常任委員会協議会